

## 日常生活用具給付事業の見直し

日常生活用具給付事業について、下記のとおり見直しを行います。

### 人工鼻

用具名	基準額
埋込型人工鼻(HMEカセット・ベースプレートに限る)	2万3,100円/月

### 支給要件変更

用具名	追加対象者
点字ディスプレイ	18歳以上の視覚障害者のうち視覚障害の程度が1級または2級であるものであって、日常的に点字を使用し、日常生活において職業上または学業上特段の必要性が認められるもの

### 価格変更用具

人工鼻を導入するにあたって財源を確保するため、以下の日常生活用具の基準額を変更します。

用具名	変更前	変更後
聴覚障害者用通信装置	5万円	3万5,000円
フラッシュベル	3万6,000円	1万2,400円

※詳細は市HPまたは下記にお問い合わせください。

▶障害福祉課 田

☎042-420-2804

## 子育て

### ひとり親家庭の父母に資格取得のための給付金を支給

#### 自立支援教育訓練給付金

対児童扶養手当の受給者などで、介護職員初任者研修・ケアマネージャー・

福祉住環境コーディネーター・パソコン講座・医療事務資格など厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講する方

#### 給付額(受講後に支給)

受講に要した費用(入学料および授業料)の100分の60に相当する額(1万2,001円~20万円)

※雇用保険の教育訓練給付金の受給資格がある場合は、雇用保険の給付額を引いた額

#### 高等職業訓練促進給付金など

対児童扶養手当の受給者などで、(准)看護師・保育士・介護福祉士・理学療法士・調理師・製菓衛生士などの資格(修業年限1年以上)を取得見込みの方

#### 給付額(上限3年間)

●市民税が非課税…10万円

●課税…7万500円

※いずれも事前の相談などが必要です。詳細はお問い合わせください。

▶子育て支援課 田

☎042-460-9840

## 暮らし

### 羽田空港航空機騒音・落下物などの問い合わせ

羽田空港では国際線の増便などによる機能強化のため、3月29日から新飛行経路の運用を開始しました。航空機騒音・落下物などに関するご相談・ご質問などがありましたら、下記までお問い合わせください。

☎0570-001-160・596

(IP電話)☎03-5908-2420(いずれも午前7時~午後8時(土)・日・祝含む)

▶環境保全課

☎042-438-4042

## 募集

### 環境審議会委員

環境基本計画に基づく施策や進行管理などを審議します。

□資格・人数 在住・在勤・在学で満18歳以上の方・4人

※ほかの審議会委員などとの兼任不可

□任期 7月1日(水)~令和4年6月30日(木)

□報酬 1回1万800円

□選考方法 作文「西東京市の環境の将来像について」(400字程度)による選考

申5月22日(金)(必着)までに、市HPからダウンロードした「選考申込書」と作文(様式任意)を郵送

※詳細は市HPをご覧ください。

▶環境保全課

☎042-438-4042

### 男女平等推進センター企画運営委員会

年間事業を企画・計画し、必要な事項を協議し運営します。

□資格・人数 在住・在勤・在学の18歳以上で委員会に出席できる方・8人

□任期 2年(最長4期8年)

□謝金 日額2,000円

□会議 年間8回程度

申5月18日(月)(必着)までに、作文「男女平等推進センターの企画として、やってみたいこと」(800~1,000字程度)に、住所・氏名・年齢・電話番号を〒202-0005西東京市住吉町6-

15-6住吉会館ルピナス内に郵送・ファクス・メール

▶男女平等推進センター

☎042-439-0075

FAX042-422-5375

✉kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp

## etc その他

### 寄付

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

※匿名(玩具)

▶総務課 田 ☎042-460-9810

### 傍聴 審議会など

※状況により、傍聴を中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

#### 建築審査会

時 5月21日(木)午後2時

場 保谷東分庁舎地下1階

内 建築基準法に基づく同意

定 5人

▶建築指導課 田

☎042-438-4026



## 生涯現役応援窓口にご相談ください 就労・社会参加のお手伝いをします

### 5月1日(金)から新たに田無庁舎1階に生涯現役応援窓口が開設されます

この窓口では原則55歳以上の方で、市内での活動の場を探している方や定年後どのように過ごすか迷っている方に対し就労、ボランティア活動、市民活動、趣味のサークルな

どの具体的な活動の場を一緒に探しマッチングを行います。

時 毎週(火)・(木)・(金)の午前9時30分~午後3時

場 田無庁舎1階福祉丸ごと相談窓口内

▶地域共生課 田

☎042-420-2807

## ごみの分別にご協力をお願いします

柳泉園組合のごみピット内において火災が発生しました。

この火災における設備の損傷および人的被害はありませんでしたが、火災によってごみ処理が滞ってしまう場合があります。

火災事故などを未然に防ぐために、ルールに従ったごみの分別排出に皆さんのご協力をお願いします。

▶ごみ減量推進課

☎042-438-4043

## 災害に強いまちづくり

▶住宅課 保 ☎042-438-4052

### 耐震診断・改修など

市では、災害に強いまちづくりを推進するため、分譲マンション・木造住宅およびブロック塀等の耐震診断・耐震改修などの費用の一部を助成します(要事前申請)。

#### 分譲マンション

##### 耐震アドバイザーの派遣

内 ●耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成 ●耐震診断・改修の必要性や改修に至るまでの取り組み方法

対 分譲マンションの管理組合など

□派遣回数 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回まで

##### 耐震診断費用の助成

□対象住宅 市内の耐火建築物および準耐火建築物の3階建て以上で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

□助成額 費用の3分の2(200万円)まで

##### 補強設計費用の助成

□対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して補強設計を行うもの

□助成額 費用の3分の2(200万円)まで

##### 耐震改修等費用の助成

□対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基

準に適合せず、市の基準に適合して耐震改修(建替え・除却を含む)を行うもの

□助成額 費用の23%(1,500万円)まで

※緊急耐震重点区域の場合、1戸当たり30万円を加算(令和3年3月31日までに耐震改修等工事に着手する必要があります)

#### 木造住宅

##### 耐震診断費用の助成

□対象住宅 現に居住している、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

□助成額 費用の2分の1(6万円)まで

##### 耐震改修等費用の助成

□対象住宅 分譲マンションの「耐震改修等」に同じ

□助成額 ①改修…費用の2分の1(90万円)まで

#### 共通事項

●助成金額は1,000円未満を切り捨て

●助成金の交付は、同一の住宅に対して各1回を限度とし、いずれも完了後に交付(改修またはシェルター等設置はどちらか1回)

#### 建替え・除却…費用の3分の1(30万円)まで

※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。

##### 耐震シェルター等設置費用の助成

対65歳以上または身体障害者手帳(1~4級)をお持ちの方がいる世帯

□対象住宅 木造住宅の「耐震診断」に同じ

□助成額 費用の10分の9(30万円)まで

#### ブロック塀等

##### 耐震診断・改修・建替えおよび除却の助成

□対象ブロック塀等 市内各小学校が定める通学路に面し倒壊の危険性があると判断されたもの

□期間 令和元年10月1日~令和3年3月31日(水)

□助成額 費用の3分の2(8万円/m)まで

#### 普及啓発

対象住宅全戸に対し、耐震化の必要性・助成制度等のご案内をダイレクトメールにより送付します。

□期間 令和元年8月1日~令和8年3月31日(火)

□対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された住宅

※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工などをした場合は、助成できませんのでご注意ください。※助成金については、各年度の予算の範囲内となります。